

令和7年度 沖縄ものづくり製品開発・技術導入支援事業委託業務 公 募 要 領

本公募は、沖縄県の令和7年度当初予算に計上している沖縄振興特別推進交付金を活用した事業に関するものであり、当初予算の成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであるため、予算成立後に効力を生じる事業です。県議会において当初予算案が否決された場合又は沖縄振興特別推進交付金の交付決定がされない場合は、本契約は締結しません。

また、本事業を運営する実施主体を選定するためのものであり、製品開発プロジェクトの募集ではありません。

1 委託業務の概要

(1) 名称

令和7年度 沖縄ものづくり製品開発・技術導入支援事業委託業務

(2) 委託業務の内容

別添「令和7年度 沖縄ものづくり製品開発・技術導入支援事業委託業務に係る企画提案仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約方法

本委託業務を遂行するにあたっては、事業の趣旨・目的の理解度、事業の実施体制及び事業計画の具体性等を十分審査する必要があるため、プロポーザル方式による随意契約とする。

(4) 事業期間

3年間（令和7年度～令和9年度）

※事業の実施状況により、単年度ごとに契約締結するか判断する。

(5) 委託業務の期間

令和7年度（契約締結の日から令和8年3月31日まで）

(6) 予算額 ※企画提案のために提示するものであり、契約金額ではない

27,002千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※令和8年度～9年度は、令和7年度予算額の範囲内で見積もること。

2 応募資格

- (1) 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- ア 法人格を有し、沖縄県内に本社を有すること。
 - イ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤、組織及び人員を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有すること。
 - ウ 本要領及び仕様書に記載された趣旨をすべて了解する者であること。
 - エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当するものでないこと。また、第 2 項に基づく沖縄県の指名停止措置を受けていない者であること。

○ 地方自治法施行令 （抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

- (2) 共同企業体として実施する場合は、次に掲げる要件を全て満たすこと。
- ア 共同企業体を代表する者が応募すること
 - イ 共同企業体を代表する者は、本事業の遂行のため、他の構成員との連携を密に行い、事業を円滑に推進する能力を有する者であること
 - ウ 共同企業体契約書、協定書等により、構成員間の役割分担、責任の所在を明確にすること
 - エ 共同企業体の構成員のうちいずれかが（１）アの要件を満たし、かつ全ての構成員が同イ～エまでの要件を満たすこと

3 スケジュール

令和 7 年 3 月 6 日（木）16 時 00 分 ※任意 質問票提出期限

令和 7 年 3 月 14 日（金）15 時 00 分 応募書類等提出期限（必着）

令和 7 年 3 月 19 日（水）頃 一次審査結果通知及び二次審査案内

令和 7 年 4 月 1 日（火）以降 二次審査結果通知、契約締結

4 手続き等

(1) 応募書類等の提出

持参若しくは郵送により提出すること。なお、郵送の場合は書留郵便とすること。

【提出期限】 令和7年3月14日（金）15時00分まで ※必着・時間厳守

【提出先】 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2（行政棟 8 階）

沖縄県商工労働部ものづくり振興課

製造産業班 具志

【提出書類】 次に掲げる書類を、日本工業規格による A 4 判の規格で製本（フラットファイル等で綴じる・左綴り）し 1 冊とし、**9 冊（正本 1 冊、副本（コピー） 8 冊）**を提出すること。

①応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 1】

②企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 2】

※15 頁以内とする。作成にあたっては必ず、仕様書を参照すること。

③積算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 3】

※年度ごとに作成

④事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 4】

※年度ごとに作成

⑤実施体制図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 5】

⑥法人概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 6】

⑦業務実績書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 7】

⑧誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 8】

⑨定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は運営規約等の相当するもの）

⑩直近 2 期分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）又はこれに類する書類

⑪（法人の場合）直近 2 年間、法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類、（個人事業主の場合）直近 2 年間、個人事業税について滞納がないことを証明する書類

※共同企業体として実施する場合は、⑥～⑪の書類を全構成員分、提出すること。また、上記に加えて、共同企業体契約書又は協定書を提出すること。

(2) 質問及び回答

質問がある場合は、質問票（様式9）に質問事項等を記入し、電子メールにて提出すること。

【提出期限】 令和7年3月6日（木）16時00分まで ※必着・時間厳守

【提出先】 gushinyk@pref.okinawa.lg.jp（製造産業班 具志）

【回答方法】 質問に対する回答は、随時、沖縄県商工労働部ものづくり振興課サイトに掲載する。

(3) 選定方法

ア 一次審査として、事務局が、2の応募資格を満たしているか、提出書類に不備がないか等、形式審査を行う。

イ 一次審査を通過した者については、沖縄県商工労働部内に設置する企画提案評価委員会において、二次審査を行う。

ウ 一次審査を通過した者のみについては、結果及び二次審査の内容（日時、場所及び方法等）を通知する。一次審査を通過しなかった者については結果のみを通知する。

エ 二次審査が書面での評価となった場合、応募者に対して電話等で提出書類の内容について確認する場合がある。

オ 二次審査の結果、委員会が定める基準以上の評価を得た者のうち、最も高く評価された者を委託先候補として選定する。なお、参加者が1者の場合、選定委員会が定める基準以上の評価を得ることができれば、委託先候補として選定する。

※ 応募時点で沖縄県の企業認証制度「沖縄県所得向上応援企業認証制度」、「沖縄県人材育成企業認証制度」、「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」、「経営革新計画認証制度」のいずれかの認証を受けている申請者については、審査において政策加点の対象とする。

(4) 審査基準

ア 適合性

事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること。

イ 実現性

企画内容や事業実施の方法が妥当であり、成果目標等の達成に向け、ノウハウ、組織体制など、必要な業務遂行能力を有していること。

ウ 具体性

マーケティング等に対する効果的な支援の内容、その他当該事業を効

果的に実施するための企画内容や業務実施の手法が、具体性のある事業計画であること。

エ 妥当性

企画内容、業務内容を遂行するにあたり、妥当な積算となっていること。

オ 政策加点

沖縄県所得向上応援企業認証制度、沖縄県人材育成企業認証制度、沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度、経営革新計画認証制度のいずれかの認証を受けているか。

(5) 選定結果の通知

選定結果の通知は、書面で行う。

5 その他

- (1) 応募書類等提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 10）を提出すること。
- (2) 選定に係る審査内容及び経過等は公表しない。選定結果に係る異議申し立て等は受け付けない。
- (3) 応募書類等の作成に要する経費、審査に参加する経費等、企画提案に要する経費は、全て応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (4) 本公募は、令和 7 年度当初予算に計上している沖縄振興特別推進交付金を活用した事業に関するものであり、当初予算の成立を前提とした事前準備手続きであるため、県議会において当初予算案が否決された場合又は沖縄振興特別推進交付金の交付決定がされない場合は、本契約は締結しない。実施内容は、企画提案書を基にして、県との協議により決定する。
- (5) 契約締結の際は、沖縄県財務規則（昭和 47 年規則第 12 号）第 101 条第 1 項に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に契約保証金として納付しなければならない。ただし、同条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

○ 沖縄県財務規則 (抄)

(契約保証金)

第 101 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)～(12) 略

(13) 令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(14) 略

(6) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 応募書類等の提出日、提出場所等が本要領に適合しない場合

イ 応募資格の要件を満たさなくなった場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 見積額が予算額を超える場合

オ 選考の公平性に影響を与える不正行為があった場合

6 問い合わせ先

【担当】 沖縄県商工労働部ものづくり振興課

製造産業班 具志

【住所】 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（行政棟 8 階）

【TEL】 (098) 866-2337

【FAX】 (098) 866-2447